

秋の年次公開検証「秋のレビュー」（2日目）

エネルギー・地球温暖化対策（Ⅱ）

（エネルギーに関する諸問題（Ⅱ））

平成27年11月12日（木）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：田島行政改革推進本部事務局次長

河野行政改革担当大臣

評価者：上村敏之評価者（とりまとめ）、太田康広評価者、松村敏弘評価者、  
松本悟評価者

参考人：大林ミカ参考人、川本明参考人

府省等：経済産業省、文部科学省、財務省主計局

○田島次長 それでは、本日最後のセッションに入りたいと思います。

エネルギー・地球温暖化対策関係（Ⅱ）でございます。これから2時間、おつき合いいただければというように思います。

まず、評価者の方々を御紹介したいと思います。

4名おられますが、上村敏之、関西学院大学経済学部教授。松村敏弘、東京大学社会学研究所教授。太田康弘、慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授でございます。松本悟、法政大学国際文化学部准教授でございます。

それと参考人としてお2人お招きしてございます。まず、自然エネルギー財団事業局長の大林ミカ様、それと慶應義塾大学経済学部教授川本明様です。よろしくお願ひします。

出席省庁は経済産業省及び文科省、財務省でございます。

それでは、まず、事務局より説明をさせます。

○事務局 このセッションでは、エネルギーに関する諸問題（Ⅱ）として、電源立地地域対策交付金を始め、発電用施設や核燃料施設が立地等する地域の地方公共団体や企業等に対する交付金、補助金等、さらには、原子力や核燃料サイクルに係る広報事業を一括して取り上げたいと思います。

合計で14の事業、経済産業省10事業、文部科学省4事業を取り上げます。多数の事業を対象としますので、事業を横断して論点ごとに御議論いただけたらと思います。

最初の論点は、事業の透明性に関してです。

事務局説明資料の1ページをごらんください。

14の事業について、事業の公表状況等をまとめたのが、この表の下の欄であります。問題があると思われるものに黄色で色づけし、赤字で問題点を記載いたしました。

左から4番目、経済産業省の原子力発電施設等立地地域特別交付金についてですが、こちらのレビューシートを見ると、交付金規則に基づき交付金を交付するという旨でありますとか、外部委員の審査を経て経産大臣が地域振興計画を承認した上で交付金事業を実施する旨の記載がありますが、この交付規則や外部委員について公表されていないという状況にあります。

交付規則については、告示であり古い官報を見ればわかるということでもありますけれど

も、最新の条文等についてホームページ等に公表されておられませんので、国民がこの中身を知ろうとしても、容易に知れないという状況にあります。また、レビューシートにも記載がなく、レビューシート上に手がかりがないといったような状況も問題かと思えます。

原子力発電施設等立地地域共生交付金や核燃料サイクル交付金についても同様の状況になっているということをございます。

また、事業の実施結果や評価結果が非公表となっているものも散見されるという状況にあります。また、多くの交付金、これだけ多数の交付金や補助金が乱立している結果、トータルでどの自治体に幾らのお金が渡っているのか。全体像が不透明になっているという状況もございます。この点も、わかりやすく整理して公表すべきなのではないかと考えられるところでもあります。

次に、2ページをごらんください。

レビューシートの抜粋を掲載させていただいております。事業の目的欄に交付金を交付することを目的とすると記載されていたり、所要の事業を実施するために必要な交付金を交付することが成果目標だというふうにされています。明らかに不適切な目標であり、適切な成果目標を設定する必要があるのではないかと考えられます。

次に、3ページをごらんください。

成果指標の欄を見ていただきたいと思えます。黄色く塗ってあるところでもありますけれども、交付金を活用した事業数などと本来アウトプットにすぎない成果指標が掲げられている事業が9事業あります。

そもそもこれらの交付金は、発電施設等の立地自治体における住民の福祉向上等のために使用されるべきものですから、実際に住民の福祉向上に役立っているかどうかを検証する必要があります。

ところが事業実績の報告という点で見ますと、相対的に一番進んでいると思われるのが一番左側の電源立地地域対策交付金でありますけれども、こちらの評価、事業実績の報告においても、定量的な成果目標の設定や、それに基づく効果検証が行われていないという状況にあります。

各種交付金の交付に当たりましては、地方公共団体に適切な成果指標の設定や効果検証を求め、PDCAサイクルを確立する必要があるのではないかと考えられます。その上で国としての適切な成果指標を設定する必要があると考えられるところをございます。

そのほかですけれども、成果指標欄を見ますと、アンケート結果が成果指標欄とされている事業も4事業ほどあるわけですが、これが適切な目標なのかという点も問題になろうかと思えます。

次に、4ページをごらんください。

その他の論点についてであります。一番右側のエネルギー構造転換理解促進事業でありますけれども、これは来年度、28年度に、新規要求がなされている事業です。廃炉が行われる原発が存在する立地市町村等に対して、エネルギー構造転換に向けた地域の理解を促

進する上で必要となるハード・ソフト両面からの事業支援を行うものとして、45億円の新規要求がなされております。

また、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、これも青く塗っているものでございますけれども、こちらは、再稼働や廃炉の進展、使用済燃料対策など、原発を取り巻く環境変化への対応のためとして、27年度の予算額23億円から28年度は約59億円という大幅な増額要求がなされています。

こうした廃炉の進展等、新たな事態に応じた立地自治体への支援策はいかにあるべきか、御議論をいただけたらと思います。

次に、一番下の欄をごらんください。

先ほど紹介した原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、そのほか核燃料サイクル交付金や原子力総合コミュニケーション事業、こちらの事業を見ますと、執行率が低くなっています。真に利用者に必要な事業となっているか。事業のあり方の見直しや、予算の適正化を図る必要はないか、御議論いただけたらと思います。

また、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金は、都道府県から民間団体を経由して企業に補助金が交付されています。こうした経由の必要があるのかという点も論点になろうかと思えます。

以上で説明を終わります。

○河野行革担当大臣 すみません。今日も夕食後の時間でございますが、おつき合いをいただきたいと思います。

昨日、開業丸を始め、幾つかの原子力関係の予算のレビューをさせていただきました。今日も原子力関係の予算、特に交付金と補助金に関するものでございます。これはちょっと事務局からの説明にもありましたとおり、今日取り上げただけで十幾つの補助金、交付金が乱立していると言ってもいいと思えます。

これがどこの自治体に幾ら流れているかという資料の要求を評価者からしていただいたんですが、完全なものが出てきませんでしたので、きちんと過去3年分ぐらいで結構でございますんで、どこの市町村に流れたのか。それから、その市町村からどこへ流れたか。これは3年分だと大変かもしれませんから、とりあえずさかのぼって1年分とか、できれば2年分とか、お願いできたらと思えますが。

まず明確にお金がどこへ出ているのか。そして、それが何のために使われたのか。そして、本来そのお金は何のためにどういう目的で、何を達成するためにそのお金が地域なり、地域から先に行ったのかというのがあって、それがきちんと達成できているのかどうかというレビューをしなければいけないだろうというふうに思っております。

これは、みんな納税者からのお金でございますので、少なくとも、納税者がどれぐらいの御負担をしてくださっているのか。そしてそれがどこへ行って何に使われて、その成果がどうだったのか。そして、その額なり目的なりがどうなのかということ、やはりきち

んと議論をしなければいかぬと思いますので、今日のこのセッションを口火として、少しこの議論をこれから深めていきたいというふうに思っておりますので、まず、最初の2時間ということですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○田島次長 それでは、経産省からまず御説明をお願いします。3分以内でよろしくお願ひします。

○経済産業省 経済産業省でございます。3分と御指定いただきました。できるだけ要領よく御説明したいと思ひます。

まず、お手元の表紙をめくっていただきますと、「電源立地対策の制度趣旨」という資料を出させていただきます。

下のほうをごらんいただきますと、電源立地地域、そして人口・産業集積地域、電気の消費地と分けさせていただきます。皆様御案内のとおり、電源は日本の中である地域に集中しているという状況でございます。

この電源立地対策ですが、昭和49年にいわゆる電源三法という法律ができあがりまして、下の絵にありますけれども、電気を使われている方から電源開発促進税、これは1キロワット当たり、0.375円、これをお支払いいただいております。これを集めたお金を電源開発促進勘定というところに入れまして、そして、本日テーマとなっておりますことを中心とした電源立地地域対策交付金などの措置に充てさせていただいているというものでございます。

なぜこのようなことをしているかということですが、御推察いただけるかと思いますが、電気を消費する、言葉を変えますと、エネルギーの安定供給を受けている消費者の方々が、電気の生産地である立地地域の方々、住民の方々に、その電気を使うという利益の使用量当たりに応じて還元していただくということでございまして、これによって、日本の中で発電所が偏在しているわけでありまして、その建設あるいは運転というものを円滑にしていこう。結果として、日本全国で電気の安定供給をしっかりとしていこう。こういう目的ででき上がったものでございます。

ページをめくっていただきますと、先ほど申し上げましたけれども、特定の地域に発電所が集中しております。特に集中しておりますのが原子力発電所でございます。立地道県での発電電力量は、震災前約5割でございます。

この福井県、これは13基、震災前に原子炉が集中している地域でございましたけれども、ここは県外へ供給している電力量が、自分の中で、県で使う消費電力量の10倍と、こういうことで、全国的への電気の供給に御貢献いただいている地域であるということが、おわかりいただけようかと思ひます。

この発電所、この制度は原子力に限らず、水力、地熱といったところも対象にしているわけでございますけれども、いずれも長い期間を要する大きなプロジェクトでございます。

最も最近建設されました北海道の泊原発、これでは13年ほどかかりました。

また、初めての1号機というのものになる、あるサイトにおいて1号機となるものの典型例は、この東北の東通というところですが、これは40年かかりました。

水力発電所でも北海道の京極、これは16年かかっていたプロジェクトでございまして、これは地域の住民の方々の御理解を得るために、かなりの努力が必要であったということであろうかと思えます。

こうした電源立地対策でございましてけれども、実は、節目節目がございまして、特に平成9年から11年にかけて、大きな山がありました。平成9年、御案内のとおりCOP3が開かれた年でございましてけれども、温暖化対策が大変重要だということでゼロエミッションの一つの典型例であります原子力、これの政策的重要性が高まったわけでございます。他方で、その前にさまざまな原子力のトラブルというものがあつたこともございまして、立地地域の方々の御理解を得ることが非常に難しい状況になってまいりました。

こうした政策的な重要性の高まりというものと地域での御理解の難しさと、こうしたギャップを埋めるために、これまで立地地域の御要望を踏まえつつ、用途を広げていく、ある意味では使い勝手をよくするという方向での見直し、そして手続の簡素化といったものを積み重ねてきた歴史がございまして。

下に3つほど書かせていただきましたが、平成11年には、この下に※印にございましてけれども、いわゆる特別交付金という制度をつくらせていただきました。また18年度、これは初めてエネルギー基本計画ができて、プルサーマルを実現して、核燃料サイクルを実現して、こうしたことが明記されていったわけでございますけれども、こうした前後、18年度、こちらにおいては、それまでは火力も対象にしていたわけでありましてけれども、原子力、水力、地熱といった分野に重点化をしよう、そして対象を広げよう。こういったようなこともやらせていただいたわけでございます。

失礼しました。18年にはこの共生交付金とサイクル交付金というものをつくらせていただいたということでございます。

今、3つに重点化した、あるいは対象を拡充するというのは、この平成15年の見直しでございまして、この時には法律も改正をいたしまして、そのような対応にした次第でございます。

一方で、先ほど大臣からも御指摘ございましたけれども、実はこの前はさらに交付金が非常に複雑だったものを、平成15年度には6つの交付金等を1つに集約するといったようなこともやらせていただきました。ただ、この際にも平成11年度につくりました特別交付金などは、そのまま独立したものとして残したという経緯がございまして。

時間ちょっと恐縮でございますが、次のページをごらんいただきたいと思えます。

先ほど、事務局の方々からさまざまな御指摘をいただきました。私共が非常に反省すべき点が多々含まれていたかと思えます。私共この御指摘も踏まえながら、自治体の御負担には配慮しなければいけないと思えますけれども、まずは成果の指標あるいは目標の見

直しをしっかりと行ってまいりたいと思います。

その上で以下の取り組みを実施したいと思っております。事後評価報告書、これを全て資源エネルギー庁のホームページに公表したいと思っております。

それから、御指摘を受けました交付規則でございます。これも官報を見ればわかるじゃないかと、こういったお話もでございますけれども、確かに一覧性をもって見ていただく必要はあろうかと思っております。こちらにつきましても、私共のホームページで公表をさせていただきたいと存じます。

これは交付先の自治体の方々に対してのお願いになっていきますけれども、1つは対象施設に対して、この交付金でつくられたものだといたったものをわかるように、表示を徹底していただく。これはもうこれまでもお願いをしているものでございますけれども、それをさらに徹底する。

そして、自治体のホームページにおきましても、これは住民の方々が国のホームページを見るよりは、日ごろからごらんになられている自治体のホームページ、こちらのほうに掲載していただいたほうが、ずっとアクセスがよくなるだろう。このように考えでございますので、ぜひこれをお願いしたいというふうに思っております。

自治体の数は、実は41の県レベル、それから500を超える市町村が対象となっております。こうした状況の中で、この自治体の方々にもやや御負担があるかもしれませんけれども、先ほど大臣から御指摘のありました納税者の方々の御関心にしっかり応えるという意味で、御協力をお願いさせていただこうとこのように考えてございます。

最後のページに広報の関係で1つスライドを用意させていただきました。これは、今さら私が申し上げるまでもございませぬけれども、原子力に対する国民の不信・不安、あるいは私共エネルギー行政、原子力行政そのものに対する信頼、これが、今、低下している状況だと思っております。

私共の政府によります原子力に関する情報発信でありますとか、あるいは国民の方々への御説明、これが不十分であるという御指摘もさまざまな方面から頂戴をしております、私共、この国民の方々への御説明、これまで以上に必要になってきているという認識にいるわけでございます。他方で、これまでの私共の取り組み、これが改善の余地があるというふうに言わざるを得ません。

3点、掲げさせていただきました。1つは、双方向のコミュニケーションに方向転換すべきだということでございます。私共が考えていることをお伝えするというだけではなくて、皆様の御意見を拝聴する公聴という考え方を、もっともっと徹底しなければいけない。

それから2点目は、私共どうしても立地の地域の方々への御理解、御説明ということに偏りがちでございましたけれども、むしろ、今、重要なのは、電気をお使いいただいている消費地域の方々への情報提供、こうしたことへの重要性、取り組みが遅れていると、こういうふうに認識をいたしております。

それから3点目、これは広報事業の非常に難しい点で、私共も悩みながらやっております。

すけれども、イベントでありますとか、あるいはシンポジウム、そうしたイベント、広報の雑誌、リーフレット、こうしたものの効果にとどまらない、やはり国民の方々、皆様に知っていただくための2次広報、この重要性を、今、非常に強く感じております。マスメディアの方々にどのように広報していただけるのか。こうしたことも含めまして、しっかり考えなければいけないと思っております。

私共この広報の成果目標、先ほど、アンケート結果だけだという御指摘をいただきました。アンケート結果だけでは確かに不十分だと思っております。この2次広報を強めていくといったようなことも含めながら、どのような成果目標があるのか。今一度しっかりと考えていきたいと思っております。

一番下に、エネルギー基本計画の記載、閣議決定させていただいた文章でございますけれども、こちらにありますように、各分野につきまして国民の方々、関係者の方々の理解、協力を得るようというふうなことで、政府として決めている方針でございます。我々は、やり方を工夫しながら、しっかりと取り組みたいと思っております。

時間オーバーいたしましたけれども、御容赦いただければと思います。以上です。

○田島次長 続きまして、文部科学省より3分以内で説明をお願いします。

○文部科学省 電源立地制度につきましては、ただいま経済産業省のほうから御説明がありました。経済産業省においては電力会社などが設置する発電所が所在する自治体を主な対象としているのに対しまして、文部科学省におきましては国立研究開発法人日本原子力開発機構、JAEAの関連施設が設置されている自治体を主な対象として、事業を実施してございます。

具体的にはJAEAが運営する発電用施設や試験研究炉、核燃料物質の最終施設などの原子力発電関連施設につきまして、例えば福井県とか茨城県などの立地県、さらには施設の隣接の県、こういったものを対象として実施をしているところでございます。

それでは、今回検証の対象となっております事業につきまして、簡単に御説明させていただきます。

資料の2ページ目をお開きいただければと思いますが、この電源立地地域対策交付金及び交付金事務等交付金でございます。これは、JAEAの関連施設が設置されている自治体に対して、地域住民の福祉の向上を目的とした公共用施設、設備の整備や各種の事業活動など、ハード、ソフト両面にわたる事業に要する経費を交付するものでございます。

この各自治体における具体的な取り組みとしましては、立地市町村や周辺市町村の一般家庭や企業に対する電気料金の補助のほか、下にありますけれども、公立小中学校等の公共用施設の整備、県立病院等の公的機関の維持・管理、保育園等の福祉施設の維持・運営などを実施しているところでございます。

また、広報・調査等交付金というのもございます。同じページでございますけれども、

この広報・調査等交付金につきましては、JAEAの関連施設が設置されている自治体に対して、周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及や、原子力発電施設が周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査を実施するための、必要な経費を交付しているところでございます。

自治体における具体的な取り組みでございますが、写真にございますように、新聞・ラジオなどによる広報活動の実施とか、施設見学会、講演会等の開催、さらには、原子力広報施設の維持・管理などを実施しているところでございます。

次に3ページでございますが、電源地域産業育成支援補助金、これにつきましては、同じくJAEAの関連施設が設置されている自治体に対して、当該自治体の自立的・持続的発展に結びつく産業の発掘、育成に関する自発的努力に対して支援を行うものであります。

自治体における具体的な取り組みとしましては、例えば茨城県におきましては、立地条件に対するアンケート調査や、企業に向けた工業誘致に関する情報発信を行うなど、産業振興に資するマーケティングや認知度向上に向けたキャンペーンといったことを実施しております。

4ページになりますが、核燃料サイクル関係推進調整等委託費、これは、文部科学省が所管する核燃料サイクル施設に関しまして、各種広報媒体等を用いて広報活動を体系的に実施することで研究開発の意義や安全対策に対する知識の普及を図るものでございます。

具体的には「もんじゅ」が立地しております福井県敦賀市周辺を対象にした「もんじゅ」や原子力に関するアンケート結果をもとにしまして、研究開発の意義や安全対策をテーマとして、意見交換の開催や新聞への広報の掲載、テレビ番組の制作・放映を行っております。

最後の5ページになりますが、今回の事業レビューで主な論点として指摘されました事業の透明性の向上、さらには、成果指標の適切な設定、PDCAサイクルの確立につきましては、これは先ほど経済産業省からも御説明ありましたが、私共も全く同じような取り組みを、今後、進めてまいりたいと思っております。まずは成果指標と成果目標の見直しを行う。さらには事後評価報告書の文部科学省ホームページへの公表、交付規則の公表といったことをしっかりと行っていく。

さらには交付先の自治体に対して、対象施設への表示の徹底。さらには自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載ということをお願いしていきたいと考えてございます。もちろん、これは自治体の負担に配慮しつつということでございますが、協力をしっかりとお願いしてまいりたいと思っております。

さらには、そのほかこの具体的な公表の方法につきましてでございますけれども、例えば事業の評価書につきましては、これは、現時点では評価報告書を文科省のホームページで公表してございます。

電源地域産業育成支援補助金及び広報・調査等交付金につきましては、事業完了後に支出の内訳などを記載した実績報告書の提出を自治体に求めておりますけれども、必ずしも

評価報告書を作成することを求めておりませんので、公開の対象ともなっていないという状況でございます。

今後は、事業の透明性の向上に向けて、自治体の負担に配慮しながら、共管省庁であります経済産業省とも十分に調整しながら、交付金の使途や事業の成果などの事業概要や、評価報告書の情報開示に向けて、検討していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○田島次長 それではこれから議論に移りますが、まず、それに先立ちまして、今日お招きしております参考人お二人から、5分ずつで御発言いただければと思います。

まず、大林参考人をお願いします。

○大林参考人 ありがとうございます。昨日に引き続き、意見を述べさせていただきたいと思っております。

今日は、電源立地にかかわる自治体への交付金、補助金ということで、意見を申し上げたいと思っております。先ほど、経済産業省のほうから説明いただきましたけれども、この交付金の財源となっています電源開発促進税、オイルショック等を契機として、石油以外の電源を開発するために設けられた制度で、将来的な電力不足の解消も視野に入れているものでした。

70年代、80年代には、原子力の開発という観点から、特に自治体に受け入れをしやすいとするという目的のために制度を整えていったのですけれども、今40年以上たつて、今の日本は原子力の依存度を可能な限り軽減するという目標を掲げています。

日本の電力需給のあり方を見ても、電力需要そのものが減少していて、むしろ電力は設備過剰の状態にあります。つまり、原子力の開発あるいは電源の開発という双方から見て、電源開発促進税と、それを財源とする電源立地のための自治体への交付金といったものは、本来の役割を終えていて、今後は縮小されていくべきものなのではないかというふうに考えております。

まず疑問なのは、既に40年以上の歴史を持っている交付金制度ですが、実際に原子力を受け入れた地域の振興という目的が果たされているのか、明確ではないことです。

長い間、箱物を中心とした交付金の利用が奨励されてきたために、小さな自治体に不釣り合いの大きな施設が建造され、あまり利用率が伸びずに、その後はむしろ、維持費に悩まされるという状況が生まれています。そのために交付金も維持費にも用途を広げるなど、ある意味、泥縄的に使途が拡大されてきているという経緯があります。

現在では、そういった運営が飽和状態にあることもあって、保育にも消防にもほとんど何にでも使えるという交付金になっています。数万人、あるいは1万人の自治体に10億から40億もの交付金が配付されて、自治体の健全な税政感覚を麻痺させてしまっているのではないかと。というふうに懸念をいたします。

また、ここ10年は、明らかな政策誘導的な交付金の配付がなされていることも問題だというふうに考えています。

30年を経過する原発への交付金、こちらは先ほど御説明のありました立地地域共生交付金ですけれども、つまりは、原子力の廃炉がなかなか進まないことになってしまうのではないかと。あるいは再稼働を行う自治体への交付金、これは今年新たに予算要求されているものですが、そういったもの。あるいはプルサーマルを実施する自治体への交付金。そういった政府の現在の原発依存の低減方針とは逆の方向に進んでいるのではないかとこのように考えます。

現在は、資金があるから使えるという状況になっていて、それが、今日まさに議題になっているさまざまな交付金を乱立させる原因となっているのではないのでしょうか。

補助率も10対10、あるいは渡し切りといったような形になっていて、何にでも使えるという状況が、自治体が交付金に依存する現状をつくっているのではないかとこのように思います。

そして、最も問題なのは、財源の電源立地促進税は、毎年3,500億円ほどに上りますが、自治体に交付されるのは3分の1程度で、残りは、昨日まさに議論されました政府による原子力推進のための、ある意味豊富な資金源となってしまっていることではないかとこのように思います。

こちら、あるから使えるという状況になっていて、効率的な使い方や費用対効果が立証できていないのは、昨日まさに指摘されたとおりでこのように思います。

電源開発促進税は、電力の消費者から徴収されるものですが、促進税そのものは電気料金表に明記されていないので、消費者はある意味で痛みを感じることなく税金を払い続けている状態です。現状では、原子力発電所が発電していないという状態でも支払いを続けています。

今後のエネルギーということで考えた場合に、例えば現在、政府の最も重要な政策の1つとして、電力システム改革が進められています。小売も含めた全面自由化が進む中でどの電源を選ぶか。どの電源を市場で拡大していくのか。消費者の選択と発電事業者の事業努力によるものになります。どこにどのような電源をつくるかも、新規参入も含めた電力会社の営業戦略にかかわることになります。

こんな中で、特定の電力事業者の特定の地域の特定の種類の立地に着目して交付金を支払うという仕組みが、全面自由化の時代に整合した制度として成立し得るのか大いに疑問を感じます。

最後に、今までこのように交付金を配付してきても、多くの原発立地自治体では、第一次産業が疲弊して地域そのものの力が失われています。原発の建設期には活性化されたように見えるわけですが、それは一時的で、次の交付金、次の対策と、小さな自治体が電力会社の政策、あるいは国の政策に翻弄されるという状態が繰り返されてきています。原発が来れば地域が栄えるというのは、ある意味、原発神話の一つではなかったかというふう

に思います。

宣伝費についても同じことで、原子力を今後減らしていこうという方針の中で、どのような宣伝内容なのか。福島現状を見て、いまだに原子力を夢のエネルギーであるかのような宣伝がなされないよう、中身を精査しなくてはならないというふうに思います。

先ほど、不信が高まっているのでなおさら必要という御説明をいただいたのですが、そもそもエネルギー基本計画には、原発依存度を可能な限り低減するということが明記されており、ぜひその方向性での前提があって、国が前面に出て理解を得るという形になっていくのではないかとこのように思います。

いま一度、根本に立ち返って、立地自治体が、今後、原発依存から脱却していくために、地域に力を取り戻すために、どのような対策が必要なのか。地域住民を含めた視点から考えていくことが必要だというふうに思います。

以上です。

○田島次長 ありがとうございます。

それでは、川本参考人、お願いします。

○川本参考人 川本でございます。

今回話題になっております、電源立地対策として地方にお金を出すという予算制度につきましては、再稼働に向けた地域の負担に配慮したり、廃炉地域に手当をするというような形で、いろいろニーズが変化をしているので、それに対応してきているという側面はあるかと思っております。

他方で、電気利用者の負担で税金を使っているという観点から言えば、その税金を使った成果というのを、第三者の目も入れて評価していくというのは、これは当然のことだろうというふうに思っています。

もちろん電力の消費地域と電源立地地域が二極対立のようになるというのは、非常に不幸なことで、これは避けなければならないということだとは思いますが、むしろ成果をきちんと評価をして、消費地にもちゃんと予算は効果的に使われているということが理解されるほうが、むしろこういった予算制度を維持していく信頼性の面からも、非常に重要な点であろうかと思っております。もし、そういった点で地域のほうに理解がより必要であれば、その努力をすべきだろうというふうに思っています。

成果についてどう考えるか。これはこれから諸先生方が御議論されると思いますが、2つレベルがあるのではないかと思います。

1つは、いわゆる補助による、例えば施設ですとか事業が、直接どういう成果を上げているかという、直接的な成果。どれぐらい施設が活用されたか。どれぐらい産業が振興されたか。そういったレベルがあろうかと思っております。

もう一つはやはりいろいろな予算を使った上で、最終的には、この制度の目的である、

立地地域の住民のアクセプタンスがどれぐらい高まっているのかというところが重要で、やはり福島の事故以来、そのアクセプタンスを求めるべき住民の範囲というのは広がっているんじゃないかと思います。そういったものにも対応して、総合的、間接的な意味で、きちんと評価するということが大事だろうというふうに思います。

最後に、今回の議論は立地対策ということで取り上げられているんですけども、電源開発促進税で電気利用者が負担しているお金というのは、ほかにも使われておりまして、電源立地対策、電源利用対策、それから原子力安全規制対策ということで使われているわけですが、そういう意味で、地方に行っているお金というのは、このいわゆる立地対策ということの中だけではなくて、例えば、安全規制対策ではそのそれぞれの地域のいろんな避難計画をつくるとか、あるいはそのインフラの整備ですとか、そういうところにも回っているということで、そういう地方に対する支援ということ言えば、そういうところも含めて全体的に評価していく必要があるのではないかというふうに思いますし、あるいはそういう意味では、全体的な配分をどうするのか。ある意味では全体の財源は限られているわけですから、その配分をどうするかという司令塔みたいなのはどこにあるのかなというのは、一つの問題提起としてさせていただければと思います。

以上でございます。

○田島次長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから80分程度、8時55分ぐらいまで、御議論いただければと思います。

非常に論点が多岐にわたっておりますので、その辺、全体を触れていただきながら御議論いただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○上村評価者 説明ありがとうございます。

まず、2点挙げたいと思います。原子力発電施設等立地地域特別交付金、地域共生交付金、核燃料サイクル交付金のレビューシートには「事業の必要性、事業効果等の観点を踏まえ、外部委員の審査を経て経産大臣が当該地域振興計画を承認した上で、交付金事業を実施している」とあるわけですが、ここにある外部委員というのは、どのような方々なのか、あと、どのような経緯で選任されているのか、それらを公表することはできないのかということについて、お聞きしたいと思います。

○経済産業省 ありがとうございます。

外部委員についてのお尋ねでございます。私共この、自治体から策定されたその計画が妥当なものかどうかというのを、私共資源エネルギー庁の職員だけで審査することは適切ではない。こういう考え方から外部の方々をお願いをしております。

私共は内規をつくっておりました、その中で、大変恐縮でございますけれども、私のポストから先生方に委嘱をすると、こういうふうな形でお願いをさせていただいております。

現在、大学の先生、民間のコンサルティング会社の方、あるいは金融機関の方といった形で、地域の公共政策、あるいはマーケティングといったようなことに専門家であられる有識者の方、5名を選任させていただいております。

この御指摘のありました特別交付金、共生交付金、それからサイクル交付金、これらの交付規則に基づいて自治体が作成してきております地域振興計画、これらにつきまして、この外部の審査委員をお願いをさせていただいております。

審査の任期は1年で、1年ごとにかわられておりますけれども、どのような方なのかという個別の名前につきましては、今後の審査、公正な審査に支障が生ずるおそれがあるということで、ここでは差し控えさせていただければと思います。

○上村評価者 これは交付金ごとに違う審査委員がおられるということでしょうか。

○経済産業省 いえ、1年に5人の方をお願いしまして、その同じ5人の先生方に各交付金の計画を審査させていただいております。

○河野行革担当大臣 それ、幾ら払っているの。その人たちに。

○経済産業省 日額で8,100円でございます。

○河野行革担当大臣 それで何日来ていただくの。

○経済産業省 これは回数によります。1年に計画を2度、3度にわたる場合もございます。が、10日以上それにかかっているということはありません。

○河野行革担当大臣 何でその人たちの名前を公表すると差し障るの。

○経済産業省 これは、本当はやってみなきゃわからないかもしれませんが。ただ、私共が想定しておりますのは、その先生方のところに、事前に自治体の方々が、こういった趣旨でありますというような形でさまざまな御説明をされたり、あるいは、そうではなく第三者の方が接触をされて、さまざまにその審査を受けていただく先生方に御迷惑がかかるのではないかと。このように推察をしております。

○河野行革担当大臣 だけれども、そういうものってたくさんあるけれども、非公表にされていないものもたくさんありますよね。誰が審査するかが公開されていて審査してもら

っているものはたくさんあって特に差し障りがないのに、何でこれだけ非公表にしなきゃいけないの。

○経済産業省 これだけが非公表だとは私共は認識をいたしておりません。今日も評価していただいている方々が当然公開されているわけですので、公開されているものがあるということはよく承知をしております。

ただ、私共、昨日も議論になりました技術開発補助金の関係でございますとか、さまざまな補助金を審査する場合に、その審査をしていただく方々の公表を控えて、そして公正な審査をやらせていただいた例は、ほかにもあろうと思います。

○河野行革担当大臣 公正な審査になっているかどうかというのは、どうやってわかるの。

○経済産業省 それにつきましては、この事業内容によって。

○河野行革担当大臣 逆に言うと、その人の名前を探し当てた人がやたら有利になったりするわけだよね。

○経済産業省 私はその外部の審査委員が。

○河野行革担当大臣 要するに、その人のところに説明に行っちゃいけないというのだったら、その5人の名前を探り当てた人は説明に行って有利になるわけでしょう。それだったら、最初から公開をして、事前の説明は御遠慮いただくなり何なりしたほうが、よっぽど公正が担保されるんじゃないの。

○経済産業省 はい。大臣の御指摘わかりますが、これは私共の一存で決められませんので、外部審査委員についていただく方の御判断も。

○河野行革担当大臣 逆に言うと、公開しますと言って委嘱をすればいいだけの話でしょう。次から。

○経済産業省 検討させていただきます。

○太田評価者 関連で言いますと、いわゆる科研費の審査などは、一定期間公開しない。2年ぐらいたってから公開するというようなケースもありますので、それも一つの考え方だと思います。

○経済産業省 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○松本評価者 事務局からの幾つかの問題提起に対して、例えば公開であれば検討するというような御回答がありましたが、例えば既に、その事後評価書が公開をされているというものがあるわけですが、その内容については、経済産業省としてはそれで十分だというふうにお考えでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。大変難しい御質問でございます。

先ほど、立地自治体の数が500を超えるというふうに申し上げました。立地交付金の対象だけでも2,000を超える事業がございます。私共本省の人間、そして経済産業庁の経済産業局の職員、合わせてこの交付金関係業務に66名の人間がかかわっております。この66人の職員で、2,000事業を全て皆様に対して胸を張って御説明できるように、読みこなしてしっかりと評価できているかと言われれば、十分な状況だとは申し上げられないと思います。

ただ、この点につきましては、私共地方自治体の自主性、あるいは裁量といったものをどこまで我々が尊重すべきかという点もあろうかと思えます。

私共先ほど申し上げましたように、立地自治体の方々の御理解を得ていただくための資金でございまして、その仕組みの中で、この自治体の方々の御負担とともに我々がどこまで口を出すべきかというところについては、躊躇しながらでございます。

他方、これは国民の皆様お一人お一人からいただいている電源促進税を支出しているものでございますので、今のままでいいとは思っておりません。改善を検討させていただければと思っております。

○松本評価者 例えば具体的な話をしないとわからないかと思いますが、特にどこの自治体ということを明言する必要はないかと思いますが、その評価報告書をいろいろ読んでみますと、例えばその地域の振興のために基金を増設するということで2億円。その成果については「基金を造成した」と書いてあるわけですね。

2億円のお金を使って基金を造成するという活動に対して、成果が基金を造成したと。じゃあ、この2億円はどう使われたのかということについては、全く、今の話でいくと、フォローするのは大変である。

実際、私もかつてNPOを運営していたことがあります。そういうときにはかなり細かく成果について、まず審査を国のほうではやっているわけですから、つまり、ある部分のお金については物すごく細かくチェックをする。しかし、こういうお金についてはA4で1枚、しかも文字の大きさは18ぐらいの大きさでもいいぐらいな、この報告で2億円をもらえるのかと思ったら、恐らく国のお金をもらったりしているさまざまなNPOは、何ということかというふうに思うのではないかと思うんですが、この点については、事務作業が増えることはそうかもしれませんが、何らか具体的な対策をとることは可能なんではないでしょうか。

○経済産業省 現時点で、具体的にこのようにさせていただきますと申し上げるまでの成案は得ておりません。これは、先ほど経緯を申し上げた時に、事務の簡素化、手続の簡素化ということと用途の拡大ということも積み重ねてきたという経緯がございます。

従いまして、今の御指摘につきまして、私共とすれば、これまでの見直しが悪かった部分ももしかしたらあるのかもしれないので、そこも含めましてしっかりと見直しをしたいと思います。いずれにしても、納税者の方々にしっかりと説明できるという形にしていかなければいけないと思っております。

今の基金のお話につきましては、確かに基金をつくるという計画で基金を造成したというのは、それはおかしいのではないかとということでございますが、これは基金を造成して、そこから次の間接的な交付が翌年度以降行われていくという仕組みであることも、事実だと思います。

従いまして、これが、では、そういうふうになっているのかとあって、今、胸を張って御説明できる状況ではございませんけれども、そういった場合には、初年度については、ある程度、そのような報告もあるのかもしれない。ただ、その後の2年目以降の間接事業についての評価といったものが、むしろ難しいというか目が光っていくところになるかと思えます。

○松村評価者 若干、誤解があるのではないかと心配しております。今御指摘の点は、用途をより柔軟にして使いやすくする改革を非難したものではなく、自由度が高いこと自体はいいのかもしれない。しかし自由度が高ければ、その後の結果に対する責任は重くなるわけだから、事後のチェックをきちんとやってくれということ。

箸の上げ下ろしまでちゃんと見るのがよかったと言っているのではなく、事後の評価はもっときちんとやるべきということ。誤解のないようにお願いします。

○太田評価者 その基金については、どれぐらい把握されているんでしょうか。これは各都道府県に行った分、その先、もちろんいわゆる481ですか、電源立地地域対策交付金に関しては、基金がつくれるということになっていると伺っていますが、これは、その中で各都道府県等に行った、あるいは市町村等に行った後、翌年繰り越しといいますか多年度対応するために基金化されたものが、交付額のうち、どれぐらいの割合に年間なっているということは、把握されていますか。

○経済産業省 少々お時間をいただければお答えしたいと思います。

○太田評価者 いえ、把握されているかどうか。

○経済産業省 把握はしております。

○太田評価者 把握はされていると。

○経済産業省 はい。

○太田評価者 それは、次年度以降の交付には影響するんですか、しないんですか。

○経済産業省 当然、どの基金をつかって何年で何をするというのを、全て報告を求めておりますので、次年度以降の交付と、例えば重なることがあるんじゃないかといったようなところも含めて、チェックはいたしております。

○太田評価者 先ほどの松本先生がおっしゃった話とは、それは矛盾しないんですか。基金をつくったというのが成果だという話のA4 1枚紙が出ているということは。

○経済産業省 それは、基金の場合に、何年かかけて事業を行うという場合には、事業成果というのは何年かたった後に出てくるので、その初年度の時点では、成果を書こうとしても造成したという以外には書きようがないといった場合があるということを御説明したものです。

○太田評価者 あとはこの交付額というのは、これは電促税が全額割り当てられるとかそういうことではないとすると、予算の総額というのはどういうふうに決まるんでしょう。当初予算というのは、どういうふうに決まるんですか。

○経済産業省 まずエネルギー対策特別会計の仕組みでございますけれども、エネルギー対策特別会計は税収、先ほどの御指摘にありました電促税、これを全て一旦、一般会計に繰り入れをさせていただきます。そして、財政当局の査定といったプロセスを経まして、その必要額のみが特別会計に繰り入れられる。こういうスキームになってございます。

仕組みとしては、その予算額というものにつきましては、税収の中の一部が充てられるとこのようにお考えに。

○太田評価者 普通の予算の折衝によって決まるということで、ほかの予算と特に違いはないという理解でいいですか。

○経済産業省 もし間違いがあったら、制度官庁から御説明いただきたいと思いますが、私の理解といたしましては、全体の一般会計に繰り入れてそこから特別会計のほうにどれ

だけ組むかというものについては、もちろん予算の必要額の積み上げということによって成り立っているというふうに理解をしております。

○太田評価者 とすると、その支出の交付規則のほう、官報に載っているということなんですけれども、こちらちょっと資料でいただいたものをほんのちらっと見させていただいたところ、いろいろ分数が載ってまして、かなり精緻な算式によって計算されているというふうに拝見したんですが、そこで使われている決定するための指標、例えば発電量であるとか、あるいはその発電施設の性格ですか、火力発電なのか水力なのかといった性質、あるいは原子力なのかといった性質によって分かれている。その辺について概略ざっくりと全体像を、細かいことは結構ですので、どういうふうな考え方で分けられているかということをお説明いただけますか。

○経済産業省 ありがとうございます。

今、御指摘のお話、電源特会にどれだけ繰り入れられるかというところ、全体という数字よりは、今、御指摘の部分は、恐らくその交付金の算定根拠というところが非常に細かいことになっているということだと思っております。

大きくざっくり申し上げますと、その自治体の発電電力量、それからその実際の規模、キロワットというほうの設備容量、それから地域の電力の需要、つまりそのつくったものを自分のところでどれだけ使っているか。先ほど、10倍というお話を申し上げましたが、これは、どれだけ外に出しているかを知るために地域の電力需要。それから、そこにどれだけ世帯がおられるか。こういったようなものを数字として出していただいた上で、それに基づいて計算をして、交付規則に基づいて計算をして出てきます。

交付金について、交付金の中にもたくさん、今日ありますように御指摘ありますけれども、一部には、交付限度額いっぱい出してくるものを全部積み足しますと、予算が足りなくなってしまう。こういったものもありまして、私共それを逆に、交付限度額はここまであるけれども、ここに抑えてくれといったようなことを、例えば、事務費の関係の交付金、これについては、自治体のほうに効率化をかなり求めておりまして、交付限度額以下に抑えているような努力はさせていただいております。

○太田評価者 地方自治体で、1人当たりの交付額が一番多いあたりというのは、大体お幾らぐらいになるとざっくり、正確な数字でなくて結構です。

○経済産業省 世帯数で割れば出るはずだと思います。今、手元の数字でできるかどうかちょっとやってみたいと思います。

○太田評価者 基金になっているというところで気になっているのは、ある種、その現地

のニーズを超えるような巨額の交付金が行ってしまっていないか。単年度で使い切れないために、ある種、資金プールとして基金が使われているという可能性はないのかというところが気になっていまして。今の算定の方式ですと、必ずしも現地のニーズを酌んだ形の算式になっていないわけですね。現地が幾ら必要としているかというお金を場合によっては上回って行ってしまっている場合もあるんじゃないかと。そのあたりの配慮というのは交付規則には全然入っていないということでもよろしいですか。

○経済産業省 ありがとうございます。

交付規則の中に、そのような地域ニーズとかのようなものを踏まえるということにはなってございませんが、当然これは、自動的にお金が流れているわけではございません。

私共毎年毎年、予算が成立した後、各自治体から出てまいります事業計画書といったもの、あるいは交付の申請書ですが、これを確認した上で、その上で交付をさせていただく。このようにさせていただいております。

それから、これは地方自治体の事業でございますので、今日のここでの議論ではないかと思いますが、当然、地方自治体御自身は地方議会で、交付金も収入に入れた形でどういった事業をやっていくのか。これは地方議会でさまざまなチェックは働いているのではないかと拝察をいたしております。

○上村評価者 事業の評価の話なんですけれども、まず、レビューシートがやはり大臣も言われたとおり、完全にこれはアウトカムの指標になっていません。いろんなレビューシートを見てきましたが、やはりこれはちょっとレビューシートとはなかなか言いがたいというふうに思います。

あと、皆さんのお手元にはないですが、地方自治体が事後評価報告書をつくっています。先ほど松本先生が言われたように、ウェブ上に公開されているものもあるということで、それはチェックできるんですけれども、これを見ても、やはり数量的な成果指標は拝見できないですね。なので、そこをどうやって改善していくのが今後の課題かなと思います。

あと、この事後評価報告書を見ながら審査、外部の審査委員の方は審査されているんでしょうか。これをちょっと聞かせてください。

○経済産業省 この外部委員の方に審査をいただいているのは、この電源立地地域対策交付金ではなくて、特別交付金、共生交付金、サイクル交付金などの立地地域対策交付金以外の交付金でございまして、これにつきましては、地域振興計画というものを各自治体につくっていただいておりますので、そちらのほうをもとにその審査をしていただくという形になっています。

○上村評価者 その他の交付金についても事後評価報告書があるとは聞いておりますので、

その報告書に基づいて外部審査委員の方は審査されているのかということを知っています。

○経済産業省 審査をするのは、その事業に予算をつけるのかどうかという手前の段階です。事後評価報告書を審査して予算をどうするかという判断をしているというわけでは。プロセスの順番としてはそういうことになっておりません。

○上村評価者 ということは、その事後的な評価はできていないということでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

御指摘が、成果の報告書を次の予算とかを確定するときに生かしているのか。こういう御趣旨だとすると、今、御説明申し上げましたのは、地域振興計画、これは特別交付金を例えばとるというときに事前に来るわけですけれども、そのときには、例えば前にやった当該自治体が特別交付金を受けた事業をやっていなければ、そういうものがないということでもあります。

ただ、その後のフォローアップに事業実績の報告書を生かすようにという御指摘だと思いますので、それはちょっと我々、工夫していきたいと思います。そうでないと、せっかくつくった実績の報告書が次のPDCAにつながらないというのは、御指摘のとおりだと思います。

○松本評価者 事実関係だけ、今の上村先生のと関係するんですが、その地域振興計画というのが電源立地地域対策交付金にはかかってないおっしゃり方をしているんですが、それで間違いはないですか。

○経済産業省 もう一度、お願いできますでしょうか。

○松本評価者 「地域振興計画に基づいて」というふうに、今、御説明があったんですが、電源立地地域対策交付金も、それにのっとって審査されるわけですか。

○経済産業省 それは行ってございません。

○松本評価者 とすると、電源立地地域対策交付金は何に基づいて、これは地域の振興策になるというふうな判断をされるんですか。

○経済産業省 それは、その電源立地地域対策の趣旨、大きく言えば、その地域の理解の促進ということでございますけれども、それに資するものかどうかという観点から経済産

業省の職員が審査をしているということでございます。

○松本評価者 その地域振興計画というものが自治体にあるのであれば、なぜそれをこちらの交付金のほうの審査の項目にもできないのでしょうか。

○経済産業省 私共の御説明が十分でないなと思います。地域振興計画は、それぞれこの特別交付金、共生交付金、あるいはサイクル交付金というものを、それぞれ必要とする自治体が、それごとに地域振興計画をつくってまいります。従って、何かオーバールの地域振興計画というものを各自治体がつくって、それに基づいて各事業を行っているという、その総論振興計画があるわけではございません。

なお、この電源立地地域対策交付金については、私共、先ほど申し上げた66人の職員が審査をさせていただいて、その内容を確認した上で交付をさせていただいているという状況でございます。

○河野行革担当大臣 本来、お金を出した先の自治体の、例えば経済がよくなるとか、子供たちの教育水準が上がるとか、雇用先が増えるとか、何かそういう目的があってお金を出しているんじゃないの。

○経済産業省 ありがとうございます。

各自治体はこの交付金を受けるに当たり、そういった考え方を持ってこの交付金の申請をしていると思います。

○河野行革担当大臣 思いますということは、チェックしていないわけね。

○経済産業省 それは、その申請書の中にその全ての自治体からの計画に、今、大臣がおっしゃっていただいたような文言が全て入っていることを、我々が全部確認しているかということであると、ちょっと難しいかもしれません。

○河野行革担当大臣 すると、このいろんな交付金を出している先の自治体の、例えば人口とか、経済とか、雇用数とか、それがよくなっているのか悪くなっているのかというのは、チェックできますよね。

ちょっとその出している先のそういう数値が上がっているのか、下がっているのかというのを1回見ていただいて、それで、やっぱり出す以上、自分のところの経済が自立するためにやるのか。子供の教育水準を上げるのか。雇用先を増やすのか。あるいは社会像を増やすのか。何か目的をはっきり持ってもらって、こういうことのためにその交付金を使うんだというのが、その町が発展させるためにお金を使いますということですよ。

だから、まずそういう大きなものをきちんと設定をしてもらって、で、交付金を出した結果、それがどうなっているかというPDCAを回してもらわないと、消費者はただただ電促税を負担しているだけに終わって、何だかよくわからないけれども、つかみ金が出ていて、地域の一部の業者が潤っているだけということになってしまうと思うので、まず1つは、電促税が、私は電促税を幾ら負担しているというのをきちんと消費者にわかるように、まずその電力料金のところにきちんと明記してもらわないといけない。

というのは、再生可能エネルギーの賦課金は書いてあるわけだから、電促税は幾らですというのを出すのは、全然問題ないでしょう。それは技術的には簡単な話でしょう。だから、まず、消費者一人一人が電促税を幾ら負担しているんだというのがわかるように、明記をしてもらおう。それがこういうことに使われて、結果、お世話になっている立地自治体のこういう数値がこういうふうによくなるはずですよということが、きちんとオープンになれば、その電促税を負担していることに対する理解というのが深まるだろうというのが1つね。

それから、その自治体のホームページに掲載しますと言うけれども、それはそれでやってもらったほうがいいけれども、少なくとも、国のホームページにもきちんと結果を出してもらわないと、そんなたくさんある何十もの自治体のホームページを一々見に、研究者も行けないだろうから。国のホームページにきちんと出してくださいねということは、やっぱりやってもらわないといけないし。

その予算の水準が本当に適正かどうかを何ではかるのか。要するに、交付規則があるんですよと言うけれども、それは、最初に大林さんがおっしゃったように、電力需要が増えていくときの交付規則であって、電力需要は恐らくこれからは減っていくだろうと、そういう中で、設備が過剰になろうとしている中で、では、幾らのお金をこれに回したらいいのか。この交付金それぞれに回したらいいのかという見直しは、やっぱりきちんとやらなきゃいけないわけで、何十年も前の交付規則で配っていますという時代ではもうないと思うんですね。

だから、一体全体幾ら配ったらいいのかという、少なくとも、ベクトルが上向きのところから下向きの電力需要になったよというところを交付規則にどう反映させるのかということ。

それからもう一つ、御理解を得るための広報がと言うけれども、それは広報予算をもう少しちょっと効果的、効率的に使わなきゃいかんわけで、だからといって広報予算を増やしますというわけにはいかないから。そこのところだけは、理解を得なきゃいけないから広報予算を増やしてねと言っても、それはお断りしますよということになっちゃうだろうと思うので、その辺のことをやっぱりきちっとやっていただかないと、何か十何本交付金を立てても駄目だし。

そもそもこれ、文科省と経産省で別々にやっている必要があるの。要するに「もんじゅ」のところは文科省です。何とかはこっちで、六ヶ所はあっちですよとか言わないで。そ

れなら内閣府か何なりに一本化しておいておいてもらえばいいだけの話で。何も文科省と経産省がそれぞれ何本かずつ持ってますという必要もないし。

これだけたくさんのお金が、どこがどう違うのかよくわからないような、あるいは経産省と文科省と何が違うのかよくわからないような交付金が14本も乱立している必要性が果たしてあるんですか。

○経済産業省 ありがとうございます。多々御指摘をいただきました。

漏れがありましたら恐縮ですが、まず最初の地域振興へのつながりを明確にしてというお話でございました。御指摘の点、十分理解できます。他方で、私共地域振興だけを目的にしたこの制度でないことも御理解いただきたいと思います。

法律に基づいて、発電施設の設置と運営の円滑化、こういう大目的があるわけでございまして、そのために、その一つの手法が地域経済の振興、雇用が増えるといったようなことがあれば、そうしたものに円滑につながっていくだろう。こういったルートがあるかどうかと思います。

○河野行革担当大臣 ほかに何かあるの。

○経済産業省 それは御指摘のありましたように、例えば保育に対する安心を高めたいといったようなこともあるかもしれませんが、それから、原子力の安全性に対する理解がもっと高まるといったこともあるかもしれません。

さまざまなルートで国民の、地域の住民の。

○河野行革担当大臣 それをちゃんと、その目標を一つずつ設定してもらって、それぞれのPDCAを回せばいいだけの話だよ。

○経済産業省 そういうようなことを考えたいと思います。私共大枠としましては、その定量的な成果目標を考えるに当たっては、今、その交付金を交付することとか、そうしたことを書いてあったのは、非常に反省をいたしておりますけれども、例えば、その全ての交付先、これは交付先の全てのところで自治体が発電用施設の設置の、あるいは運転の円滑化、こういったものについて地域住民の方々の御理解を図っていく。こういうことを大きな目標にして、その成果実績としては、地域住民の理解が本当に得られたと思われるだろうかということを、自治体のほうに御判断をいただいて、それを私共としてチェックしていくみたいなことを、大きな枠組みとしては考えております。

その中で、今、大臣のほうから御指摘のありましたように、もう少し細かくPDCAサイクルを回すということも可能なかもしれませんが、工夫したほうがいいのかもありません。ここはちょっと自治体の方々の御負担というものをよく踏まえて御相談をして、そして、

国民の方々への説明責任を向上させるということと両立を図っていきたいと思っております。これが1点目でございます。

それから、税額の表示の問題でございます。これは、税制の議論とかかわるものと私は承知いたしております。従いまして、私この場で、それは技術的に簡単にできるだろうということにつきまして。

○河野行革担当大臣 いやいや税制じゃなくて、ただ、税金が幾らかを表示してくださいというだけで、別に税制関係ないんじゃない。

○経済産業省 私、間違っていたら本当に恐縮ですが、恐らくは消費税額との関係といったものは、少なくとも、生じるのではないかというふうに思います。間違っていたら申しわけございません。

それから、3点目でございますけれども、ホームページ、これは自治体に載せるだけではなくて、エネ庁のものにも載せる。国のものに載せる。これは、先ほどちょっと私、冒頭に御説明させていただきましたが、全ての事業評価報告書につきましては、私共のホームページに載せた上で各自治体にも御協力を仰ぎたいと考えてございます。

それから、交付金の額の水準につきまして、適正なのかどうか。何十年前の交付規則に基づいて計算ということでもいいのか。こういう御指摘がございました。私共交付規則につきましては、先ほどの経緯から、ずっと昭和49年から同じものを持っているわけではございません。時々のニーズに応じて変えてきてございます。

そうした中で、先ほどございましたが、冒頭に大林参考人からもありましたけれども、原子力発電所の原発依存度を低下する中で、これをどう考えていくべきかというお話がありました。平成15年に設置の円滑化だけだったものを運転の円滑化にも資するものというふうに、法律改正をさせていただいたことは先ほど申し上げました。

これはもちろん、原子力発電所だけを念頭に置いたものではなくて、水力発電所あるいは地熱発電所というベースになる電源、これの重要性を考えて、そして、今までつくったものが今後、維持していくことも、これも大変だということで、運転の円滑化というものを平成15年の改正で入れさせていただいたものであります。

こうしたことを考えた上で、さらにその原発の依存度低減との関係で矛盾するのかといいますと、私共はそう考えてございませんで、今、こうしたさまざまな議論がある中で、原子力発電所が設置されている地域の方々における理解を高めていく努力は、これまで以上に必要になってきているという見方があるかと思っております。

この場で、これはくどいと言われるかもしれませんが、私共このインターネットでの中継も、立地自治体の方々も十分ごらんになられているのではないかと思います。彼らが、あるいは彼女らが、これまで長年にわたって私共消費地域にいるところに、発電所、発電するということについて貢献をしてきていただいているというところについては、今

一度、皆様とともに認識させていただければなど、このように思っております。

○太田評価者 もちろん、幾つかの発電施設を立地していただいているエリアのお陰で、そのほかのエリアで電気が使えているというのは、これは大前提でありまして、そのために、お金が何らかの算式に従って行っているわけです。それは当然のことかと思うんですが、目標としては、先ほどアクセプタンスという話が川本先生からありましたけれども、現地の方々が、ある種、発電施設が来ることによってこうむる迷惑と、それに対価で入ってくるお金ということですよ。

それをどう受容しているか。これぐらいであればいいのかなというふうに納得感が得られているか。それははかられていますか。アンケートその他、継続的に。

○経済産業省 ありがとうございます。

今、太田先生がおっしゃったようなアンケート、経年的なデータというのは持ち合わせておりません。これからそのようなことを考えていくというのも1つのアイデアかとは思っています。

○太田評価者 例えば、交付規則を時流に合わせて手直しされてきたというふうにおっしゃったんですが、これ合わないからこう変えたほうが良いというのは、何かに基づいてなんですか。あるいはそれとも、感覚的にこのやり方では特定の地域にお金が少な過ぎる、多過ぎるから変えるという、そういうことでされたのでしょうか。

○経済産業省 先ほどの法律改正に当たっては、これは国会でも御議論をいただきました。それから、私共交付規則を見直す過程におきましては、例えばプルサーマルを進めていく、日本で最初のプルサーマルを決めていくというときに、自治体のほうで非常にお困りになり、そして、これは今の交付金の枠組みではとても対応しきれない。こういった実情を自治体のほうから私共承って、それを予算要求という形で新しい制度として財政当局にお願いする。そして予算として国会でも御審議いただく。こういった過程でやらせていただいております。

何かの私共の空想でイマジネーションだけでやっているということではなくて、何かしらのきっかけといますか、必要性というものを私共として知る機会を得て、その上で要求をさせていただいていると思います。

○太田評価者 住民の方の納得感と今の交付規則の関係は、直接的には調べたことはないということでしょうか。

○経済産業省 はい。ちょっと過去をさかのぼるとどうかというのはありますけれども、

今、私共あまりそういったことがあるという認識でおりません。

あと、1点補足でございますけれども、交付規則をどういうふうに変更してきているのかという点につきまして、例えば、この制度が始まった当初は、箱物への支援が中心だということで、施設はつくったけれども、維持管理が困難だという、こういう議論が出てきてそこに広げるといった工夫をしてきた。それから、まさにその保育であるとか、消防であるとかいったことにも広げるべきだと。これは、大林参考人のほうから、それがいいのかという御指摘もございましたけれども、そういったニーズに合わせて変えてきているということもございます。

それから、例えば、今、評価報告書を作成しているケースがございます。これは例えば行革の御指摘であったり、あるいは財政当局からの御指摘であったりと、こういう議論の中で変えてきて、こういったものをつくろう。あるいは公表しよう。こういうことで変えてきているというようなものもございます。そういったものの積み重ねというふうに御理解いただければと思います。

○太田評価者 現地のニーズは現地の方が一番御存じでしょうから、むしろこういうふうに使いなさいというふうに言うと、無駄な出費になってしまう可能性があるんで、それ自由度が高いこと自体は全然問題がないと思うんですが、どうしたら効果的に現地の方の理解が得やすいかという、そういう意味での効果の高い予算の使い方をするには、交付規則をもう少し工夫する余地があるような印象を持ちました。

○松村評価者 先ほどの使い勝手をよくしたというのは、平成15年のものですよね。それで、平成15年のもので、今までのものを集約した。しかし先ほどからも何回か出てきているように、その後またしてもこれだけ多くのものが乱立する状況になった。これが不透明性の一つの原因だとすると、その平成15年にやったのと同じように、もう少し整理統合して統一化するという発想はないのでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

私共もこれ事務を担当する職員のほうも、本来であればもっともっと簡素にするということ工夫できればという気持ちは持ち合わせております。

他方で、今日は十分御説明させていただいておりませんが、事務局のほうからお配りいただいた資料に一覧がありますので、それを参考にさせていただきながら申し上げますが、左のほうから電源立地地域対策交付金、この481番というのがございまして、これは一番ベースとなるものです。先ほどの太田先生のほうからの御指摘を踏まえて、私が積算の根拠を申し上げたのは、これがベースでございます。

次の横にあります交付金事務等交付金、これは主に県に出しております、そこから間接で市町村のほうに間接交付ということをやっている事務に対するお金をお出

しているというものでございます。性格がちょっと違うと思っております。

文部科学省のものは飛ばさせていただきまして、そのあとに特別交付金、共生交付金、サイクル交付金というのがございます。先ほど、地域振興計画のことは申し上げましたけれども、これは、例えば共生交付金、これは30年が経過しているもの、こちらに整理されております。次のものは核燃料サイクル施設ということで、それぞれ発生の原因が別のもの、特別なものとしてございます。

さらにその上に、私1つ飛ばしましたけれども、特別交付金、これは原子力発電施設があるところに限りますけれども、さらに特に必要な場合に上乘せをして交付できるというものでございます。

その意味では、ベースとなるものが一番左端の交付金、その次に特別な要因があるものとして共生交付金、核燃料サイクル交付金、そして新しくでき上がったものでございますけれども、右から4つ目になるでしょうか原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、これも、再稼働等の特別な状況にあるというものに着目して出すものでございまして、この共生、サイクル、基盤整備、これがある意味、2階建ての部分になっております。

そして、そのさらにその上に3階建てとして特別交付金がある。こういったような枠組みに大まかに御理解いただければと思います。

その上で、この広報・調査等、これは自治体が広報・調査をするものでございます。

交付金につきましては、今、申し上げたもので全てでございまして、このようなものでございまして、1階建て、2階建て、3階建てとなって、私共としては、もう少しシンプルにといった考え方はありますけれども、今、申し上げたような形でそれぞれ原因が別にあるということで、交付限度額の計算等において別扱いをしている。このようになっております。

今後、簡素化の方向は、常に気持ちを持ちながらではありますけれども、今後の原子力発電地域始め、この原子力発電所が設置している地域の方々のニーズをいかにどう反映していくかということも含めて、考えていきたいと思っております。

○上村評価者 広報事業についてちょっとお聞きしたいんです。こちらは経産省も文科省も両方とも持っているということなんですけれども、広報事業も事後評価報告書があると聞いております。ただし、これは公表されていないというふうに聞いております。

経産省も文科省も、交付金については事後評価報告書を公表するということを先ほど言われましたけれども、広報事業についてはどうなのかということをも1点聞きたいということです。

あと、事前にヒアリングをさせていただいた時に、広報事業の事後評価報告書についてフォーマットが統一されていないということを知っておりますが、これを確認させていただきたいということと、あと、サンプルを1ついただいたんですけれども、その1つの事業の報告書を見ると、やはりその評価もアウトカム指標が設定されておらず、例えば原子

力発電所の見学会を実施して、「その知識の普及を図ることができました」というのが成果になっているとか、そういうことがあるわけですが、これって非常に定性的な評価でして、これはもう少し改善できないのかというのが意見ですけれども、どうでしょうかということです。

○経済産業省 ありがとうございます。

御指摘のものは、私共が広報・調査等交付金と申しまして、自治体を実施する広報あるいは調査活動に対して交付をしているものでございます。

私共といたしましては、自治体に対してはこの広報・調査等交付金につきましても、事後評価報告書の作成は義務づけてお願いをしております。

ただ、これを公表していないではないかという御指摘はそのとおりでございますが、今後、これは自治体と相談はございますけれども、基本的に私共としては、公表をしてもらいたいということをお願いをしたいと思っております。

○河野行革担当大臣 何で役所で公表しないの。

○経済産業省 私共のエネ庁としてもやらせていただきます。

○文部科学省 文科省でございますが、文科省におきましても経産省と共管で広報・調査等交付金を交付してございますが、これにつきましては、現在、自治体に対して作成を義務づけておりません。

これにつきましては、今後は自治体に対して作成をお願いするとともに、国のホームページのほうに掲載してまいりたいと考えてございます。

○松村評価者 整理統合の点は後ろ向きな回答で、ちょっと残念。もしそうであれば、細かいことをお伺いしたい。この事務局が用意したものの最後に書いてあるエネルギー構造転換理解促進事業に関してです。地域から、立地自治体からこういうニーズがあるのはとてもよくわかるのですが、これは本当に国策として、あるいは国全体の効率性として望ましいものなのか。筋のいいものなのでしょうか。経産省としてもきちんと考えなければいけないのではないかと思います。

大電源地帯の話ですよ。先ほどの例でも、福井県では発電したものを需要の10倍も外に出している状況になっているわけですね。ある意味で大きな発電の負担を押しつけているということもあるし、電源立地、系統の安定性、系統費用の低下という観点から見ると、必ずしも望ましい状況ではないわけですね。

そうすると、そういうところに右から5番目のような形で、電力を大量に消費する企業を誘致して、発電地帯で電気を消費するというのは、大送電線の建設、維持コスト、将来

のコストを下げる効果があり、それが地域振興につながるもので、比較的理解しやすい。しかし全く逆の方向に行っているものもある。原子力を廃炉にしたなら、では、エネルギーを転換して水素発電だ、やれLNG発電だというようなことのフィージビリティスタディーに補助を出す。

でも、それって本当に望ましいことなのか。依然としてまだ大電源地帯であるところで、さらに電源をそこに建てるのに対して、電促税などで得た補助金を投入して促進するのが本当にいいのか。むしろ電力を消費する製造業を誘致するのにもっと力を入れた方がいいのかというようなことも、きちんと考える必要がある。自治体から要望があったからそれに応じて次々と補助金をつくっていくという政策でいいのか。国として何が望ましいのか、何が効率的なのかも考えて、全体の制度設計をすべきなのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず、1点申し上げたいのは、一番右側の事業につきましては、これだけは、電促税を財源とするものではなくやらせていただこうと思っております。今、私共新規要求をさせていただきますが、別の財源でございます。

今、御指摘のところでございますが、これは地域において確かにニーズがあることはございますが、このエネルギー、廃炉をしていくということで、これまで原子力発電にある意味依存していた地域が、何をもってどういう方向性でその地域の将来を考えていくのかといったことを、まさに突然やってきた廃炉ということでもございまして、この原発に依存してきました立地市町村等においては、ある意味、困惑をしている部分がございます。

その中で、今後のエネルギーミックスも踏まえながら、それが今、先生御指摘の水素なのかLNGなのか、いろいろございますけれども、少なくとも、私共これから原子力、それから水力、地熱といった、そうしたものの発電所の設置に対して出していくという、設置運営の円滑化に対して出していくこの電源開発促進税ではなく、まさにエネルギーミックス、地域でのミックスも考えながら、地域の自立を考えていく自治体に対してさまざまな事業支援をさせていただきたいなど。それが突然廃炉というものがやってきた地域に対しての我々からのサポートであろうと考えているところでございます。

○太田評価者 今の事業は、出口は大体何年ぐらいに予測されているんですか。

○経済産業省 予算要求の時点で、卒業年度、出口戦略というものを明確に持ち合わせているわけではございません。ただし、これはやはりある程度の期限を設けながら、この事業を促していくということが地域のためにもなるだろうと、私は思っております。

ただ、それが2年、3年といったような短い期間で、こうした難しいプロセスが進むというのはちょっと考えておりませんので、もう少し長い期間かなと思っております。

○太田評価者 激変緩和措置ではなくて実体を伴って少しずつ構造を転換していただくということであれば、もう少し長いというのは理解できるんですが、これは、受け取る自治体の側からしても、期限の定めがないとずっと依存できるのかというふうな考え方になりかねないので、もう少し長くというのであれば5年であるとか、場合によっては非常に長く10年であるとか、はっきり決まっていたほうが双方のためにいいように思うんですが。

○経済産業省 ありがとうございます。

私共現在の予算要求のプロセスの中では、まだそういった明確なことを決められておりませんが、今後の中で検討させていただきたいと思います。

○田島次長 あと大体30分でございますので、ほかいろいろ論点ございますので、そこも踏まえてお願いしたいと思いますが、先ほど2点ほど、数字なり何なり調べられればというのがありましたけれども、どうでしょうか。

○経済産業省 先ほど御指摘をいただきました1人当たりがどうなのかといったお話で、実は私共500を超える自治体の世帯数とかは把握しております。交付している額も把握しておりますので割ればいいんですけれども、どこが一番多いのか、どのぐらいが平均なのかというのが計算がまだできておりません。今、私手元に、ある自治体のもは計算したものがあありますけれども、これが平均的なものなのか、どのぐらいなのかというのはちょっとわからないというのが現状でありまして、もし自治体の名前を伏せて申し上げるということでも御容赦いただければ、申し上げたいと思いますが、どうでしょうか。

○河野行革担当大臣 後でいいよ。後で全部出してください。

○経済産業省 作業をした上でやりたいと思います。

○上村評価者 核燃料サイクル交付金の執行率が低いですが、次年度の予算要求もかなり低く想定されるということですが、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業と原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低いにもかかわらず予算の要求がかなり多めになっている、もしくはそのまま同じ額になっているというように見受けられるんですが、こちらはどのような事情からなのでしょう。

○経済産業省 ありがとうございます。

執行率の低い、1点事務局の資料にも御指摘があった部分です。それぞれちょっと理由が違いますけれども、まず、御指摘のありましたサイクルでございますが、直近の26年度

につきましては、これは中間貯蔵施設、これは場所が本当にわかってしまうかと思えますけれども、中間貯蔵施設の運転開始予定が遅れてしまったということで、用意をさせていただいたお金が不要になってしまったということでございます。これは、金額としてはそれなりの金額でございますので、率としてこのような数字になってしまっているということでございます。

それから、来年度要求との関係でも御指摘のありましたこの地域基盤整備支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、大きく2つの内容がございます。1つは国の事業の委託事業として、レビューシートにも2つに分けて書かせていただいておりますが、8億円の事業。

もう1つ、先ほどお話をしました再稼働等、稼働の状況が大きく変わる地域のところに対して出す交付金という、2つの種類がございます。

この26年度につきましては、後者の交付金というものはない国の委託事業だけ、8億円だけの事業でございました。その8億円の執行が56%にとどまったという事実でございます。この8億円の事業につきましては、市町村レベル、原発立地市町村の物産とかそうしたものの販路開拓というものを、国の事業として各地域のいいところ、悪いところというものをうまく抽出して、お互いにそれをベストプラクティスとして学んでいこう。それで全体の底上げを図っていこう。こういった事業としてやらせていただいたものなのですが、私共の読みの甘さというのがございまして、私共はそうした、例えばイベントに出ただくといったようなことは、回数が多いほうがいいんじゃないかと、こういうふうに考えていたんですけれども。やはり最初まず1回でやってみよう。そこでそれをトライしてみて、もし間違いがあればすぐに直したい。こういったような御要請がございまして、かなり回数の絞り込みというのをやらせていただいた結果、この56%という数字になりました。

長くなりますけれども、来年度予算要求として金額が増えておりますのは、その後者の部分、2つ目の事業、稼働状況の大きな変化に基づいて出していくという部分について、これは再稼働、あるいは中間貯蔵施設等々の進展、さらには廃炉というものの進展というものを踏まえて、予算、必要な金額として財政当局のほうに御要望をさせていただいているという状況でございます。

○上村評価者 今の原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、レビューシートの47ページですけれども、こちらはアウトカム指標が「本事業の参加者にアンケート等を実施して満足度80%以上」ということなんですけど、参加する方は結構、そういう意味では理解者ですので、満足度が高いのは当然なのかなというように思います。

こちらの事業目的が、基本的にブランド力の強化、製品のサービスの開発、販路拡大等々ですので、こちらに合ったようなアウトカム指標を持たないと、この事業の効果は測定できないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省 ありがとうございます。

今、御指摘の点はそのとおりだと思います。私共として見直しをしたいと思います。

○河野行革担当大臣 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金、これを出すときに民間団体を經由している分と直接役所が出している分と、2つに分かれているんですが、これは何でこの団体が必要なんですか。

○経済産業省 ありがとうございます。

御指摘の補助金でございますけれども、これは平成11年度に創設したものでございまして、当初はこの御指摘の民間の法人を全て經由をしてやらせていただきました。ところがその後、平成14年度あたりに公益法人全体を見直すと、こういう動きがございまして、私共の交付規則からは、このセンターを經由するというものをやめようという判断をいたしました。

その結果、各自治体のほうでの御判断で公募をしてもらおうということで、お願いをいたしました。その中で、引き続きこのセンターを使う自治体、それから使わなくて県の職員で全てやるという自治体と、このように分かれてきました。そういった経緯をたどって現在に今、至っているという状況でございます。

○河野行革担当大臣 このセンターを使わないと配れないですか。

○経済産業省 いえ、私共そうは思っておりません。実際に、ある時期には、ある自治体はみずから全ての業務をこなしてやっている時期がございました。ただ、それも何年かして、これは自治体の御判断だと思いますけれども、センターにさらにもう一回仕事を戻していくといったような経緯を踏んでいる自治体もあるところでございます。

○河野行革担当大臣 このセンターに役所のOBの方はどれぐらいいるの。

○経済産業省 私共の経済産業省を退職した者は1人在籍していると承知しております。

○河野行革担当大臣 役員で。

○経済産業省 はい。役員です。

○河野行革担当大臣 ほかの役所は。

○経済産業省 おられないと思います。

○河野行革担当大臣 これは典型的な天下りにお金を1億2,000万分配していますというスキームになっちゃっているわけ。

○経済産業省 いや、私共はそのようには認識をいたしておりません。といいますのも、先ほど申し上げましたとおり、私共として。

○河野行革担当大臣 これ、ほかの交付金は都道府県経由で市町村に出している部分は結構あるわけですよ。そうすると、何でこれだけそんなセンターを使って交付金を配らなきゃいけないの。

○経済産業省 はい、ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、私共一切このセンターを使うようにということを自治体側には一切申しておりません。そこだけは御理解いただければと思います。

○河野行革担当大臣 だったらこれ、直接配ってくださいというふうに都道府県に言えばいいんじゃないの。

○経済産業省 ですので、私共それは自治体の御判断に任せているわけでありますが、実際に、自治体で直接やっているという自治体はあった時期がございます。

○河野行革担当大臣 何でこれセンターに戻しちゃったの。だからこれはもう出すときに、センターを経由せずに自分で配ってくださいと、そういうお願いをすればいいじゃない。

○経済産業省 もともと、先ほど申し上げました平成11年度には、私共の交付規則でセンター経由で交付するという仕組みにしておりましたので、それはよろしくない。公益法人改革の一環としてそれはやめようということで、仕組みとして全部の自治体がセンターに経由してやるというのはやめましょう。これからは自治体がもし必要であれば自分でやるのもよし、それから、必要であればセンターに限らず、違うところに経由しても結構ですということをお願いをする。それは自治体の御自由ということで、お願いをさせていただいております。

○河野行革担当大臣 このセンターは、この事業以外に何をやっているんですか。

○経済産業省 この事業以外に、電源立地交付金の中の電気料金の割引に関する事業を受

託しているというのが、事業の規模としては大きなものになります。

○河野行革担当大臣 それってどのぐらいありますか。

○経済産業省 金額で半分以上ぐらいになります。

○河野行革担当大臣 半分というのは。

○経済産業省 すみません。ちょっと数字を確認させてください。

○河野行革担当大臣 半分というのは、何の半分。

○経済産業省 事業費ベースで見た時の。

○河野行革担当大臣 電源立地対策交付金の半分以上が、ここを經由しているの。

○経済産業省 違います。このセンターの事業費のうちこの立地交付金の一部に関する事業と、それから今、上がっております補助金の事業とで、恐らく数字で8割とか9割ぐらいの量になっていると思います。それから残りは、例えば地方自治体からその地域振興に関する受託事業を受けたりといったようなことをされているというふうに承知しております。

○河野行革担当大臣 何でその立地対策交付金をこのセンターを經由して出しているの。

○経済産業省 この議題になっております補助金につきましては、総事業費のうちの大体24%ぐらいを占めております。

○河野行革担当大臣 その電源立地地域対策交付金、経産省の481番でしょう。

○経済産業省 はい。

○河野行革担当大臣 それのレビューシートには、このセンターは出てこないよ。

○経済産業省 すみません、このレビューシートでは出てまいりません。

これは、今、私共のほうから申し上げましたのは、この地方自治体、青森県ほか109、つまり全体で110が直接交付を受けているわけでございますけれども、ここから先、間接交

付を含めて五百幾つあるわけですが、そうした自治体から、地方振興に関する例えば計画の策定事務とかそうしたものなど、この電源地域振興センターのノウハウを活用したいと考える自治体が、この電源地域振興センターに業務を委託している場合がある。

○河野行革担当大臣 そうしたら、このレビューシートをちゃんと書いてもらわないと、途中でとめたらレビューシートにならないじゃない。お金が流れているんだったら、お金の流れ先をきちんとこのレビューシートに明記してもらわないと。このままだったらセンターにお金が流れていることがわからないじゃない。

○経済産業省 はい。

○河野行革担当大臣 これはレビューシートとしては不完全だよ。

○経済産業省 そういたしますと、例えばここから民間のコンサルティング会社とかにも委託とか、そういうお仕事をお願いしている自治体はあろうかと思えます。それから、例えば道路をつくるといった場合には、そこから先、建設会社にも出ているといった場合があろうかと思えます。

それを全てこちらのほうに出すという感覚には私共はなかったというだけのことでございまして、それ以上の考え方をもちえてここでやめたというわけではございません。

そこはぜひ大臣には御理解いただきたいと思えます。

○河野行革担当大臣 このセンターにまつわるお金の流れと、センターが本当に何をやっているかというのを、後できちんと資料を出してください。

○大林参考人 このセンターに関してなんですけれども、役員を拝見すると、ほぼ電力会社の、今現在の方々と、常勤の方々3名ぐらいということなんですけれども、この常勤の方々のお1人に先ほどおっしゃっていた経済産業省の方がいらして、あと2名というのはどういったバックグラウンドの方になりますか。

○経済産業省 すみません。一般財団法人でございまして、私共そこまでは承知をしておりません。申しわけございません。

○大林参考人 役員のほとんどが立地対策の部長、会長をやっているのが、関西電力の、今、社長をやっている八木さん。

○河野行革担当大臣 そうというのは一般財団だけれども、一般財団とは言わないよね。そ

れについて、役所は関知しておりませんというのは通らないんじゃないの。それは極めて特殊な一般財団だよ。

それは、経産省やら自治体と全く無関係ですという言いわけは多分通らないと思うよ。だから、そういうところへお金を何らかの形で流していると言われても、だったらそこはきちんと襟を正してもらわなきゃ。そんなおかしい一般財団、普通の一般財団だからといって、それは自治体がやっぺらっぺらすることですというのは、少し金の流し方として、やっぺらそこはおかしいよね。

そういうことを平気でやっているということは、この交付金そのものに何か裏があるんだらうかと、つまり電力会社というのは立地自治体にいろんな形で裏からお金を流していたり何なりというのがよく報道されていますよね。それと経産省が一緒になって立地自治体にお金を流しているというふうにとられても不思議ではないわけだから、そういうことなら、きちんとそこは襟を正さなきゃ駄目だと思いますよ。

○経済産業省 ありがとうございます。

私共、今、大臣から御指摘を受けたような懸念を持たれるようなことは一切しておりませんので、これはきちんと御説明をさせていただきたいと思います。

○太田評価者 その関連で、今、そういうことはありませんということだったので、それでいいのかもしれませんが、もし都道府県の側の方が、自発的に何か御省に利益のあるセンターを通したいというふうに考えるとすれば、それは御省側に何か裁量があった場合ですよ。

この交付規則が、どれくらいその裁量の余地があるものになっているのか。つまり、ある種、発電量その他の数字が全部決まると自動的にその配分額が決まるような、機械的なものになっているのか。例えば何らかの調整係数があって、そこで鉛筆をなめるとそれによって結構金額がぶれるものなのか。その辺が気になったんですけれども、交付規則の中身はいかがなんでしょうか。

○経済産業省 この原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金につきましては、この金額は機械的に算定されるものになっております。

○太田評価者 481はいかがでしょう。一番大きい交付金です。

○経済産業省 こちらも機械的に算定されるものになっております。

○太田評価者 何か先ほど、外部委員の方の名前は公表できないと、非常にロビーイングが行われる可能性があるののでできないというお話があったんですが、裁量の余地が全くな

いとすると、ロビーイングの余地もないと思うんですが。

○経済産業省 外部委員に今、審査をいただいているのは、これとは別の、サイクル、共生、特別交付金のほうでございます。

○太田評価者 とすると、一番大きい交付金は全く裁量の余地はなく、自動的にその発電量等が決まれば金額が決まると。

○経済産業省 交付限度額が決まります。

○太田評価者 限度額が決まる。交限度額が決まるということは、交付額は決まらないんですか。

○経済産業省 交付限度額は自動的に決まります。その限度額の枠の中で自治体がどれだけ自分たちが使うかということを計画として出してきて、それを私共が審査する。

○太田評価者 なるほど。交付限度額というのは実際に交付されて、場合によって使わなければ戻すという場合で、実際に渡す額が決まるということですか。そこに裁量の余地は全くない。

このほかの交付金等で、何か裁量のあるものというものはあるんですか。

○経済産業省 自動的に計算をして算出されるものではないという意味で、先ほどから出ております特別交付金、共生交付金、サイクル交付金、これは裁量といたしますか、幾らにするかが自動的に決まらない。こういうものでございます。

従いまして、私共は外部審査委員に審査をいただいて、事業の妥当性、金額の妥当性、これを判断していただいている。こういう状況でございます。

○太田評価者 ありがとうございます。

○松村評価者 今のような、痛くもない腹を探られないためには、基本的にこういう補助金というスキームではなく、自然に電源地帯に利用家が集まるようにすればよい。基本的に大電源地帯に需要家が行けば、その分、送電線の負担とかが減るわけですから、電気料金は自然体に設計すれば、電源種によらず、まず大電源地帯、それで需要の少ないところは、電気代が安くなって当然なわけですね。

システム改革でそういう姿をつくって、こういう補助金を吸収していったって、それでも足りない部分にわずかに付加する形に、抜本的に制度を変えていくということが、根本的な

解決策だと思います。

○松本評価者 先ほど来、議論になっているセンターなのですが、ちょっと私も気になって、非常に交付額の多いとある県ですが、そこはどうかかなと思って、今、見た場合、例えば平成21年で見ると、そこが21億ですか、額として得ている。ここのレビューシートの37番だけを見ると、ここは1億2,200万円程度ですけれども、逆に言うと、地方自治体のレベルでいくと、かなりこのセンターが大きな役割を担っている。

事業の内容についてもやはり住民に対して給付金を配るという、ある意味では単純といえば単純な業務でありながらも、ここを通っているというのは、先ほど来、疑念を持たれるということに対して不本意というふうにおっしゃっていますが、恐らくこれは各自治体をこのセンターで通して見てみると、どうもその疑念が深まるような気がしてならないので、改めてその自治体レベルでどのようなお金になっているかというのを確認していただきたいというふうに思います。

○河野行革担当大臣 それも一覧表で出してください。

○経済産業省 はい。

○河野行革担当大臣 出せるよね。

○経済産業省 かしこまりました。

今、ちょっと申し上げられる点だけちょっと申し上げたいと思うんですけれども、先ほど、平成14年度に見直しをしたというふうに申し上げました。それまでは私共のルールで一元的にこのセンターを通してやるということに決めておりました。自治体には選択はございません。

この14年度に見直した初年度でございますけれども、全て自分でやるぞというふうに御判断いただいた自治体が6自治体ございました。そのほかに、いわゆる審査と実際に交付するという実務があるわけですが、その審査業務のみをセンターに委託するといったところが2つあったというふうになってございます。

その後は、この各自治体、全部一切6の自治体が自分で全部やるというふうに考えていたわけでありましてけれども、その後15年から21年にかけて、少しずつセンターに仕事を戻していくところが出てきている。こんなような状況でございます、私共これは本当に疑念を晴らしたいというふうに思っておりますけれども、大臣からの御指摘のありました資料につきましても、精査をして提出させていただきたいと思っております。

○松本評価者 手短ですが、その参照している県の資料を見ますと、必ずしも経産省分だ

けでもなくて、文科省についても同様のことが書かれているんですが。

○文部科学省 文科省も同様でございます。

○田島次長 あと10分近くですので、御意見あればと思いますが。

○大林参考人 広報の話を少しやはりお聞きしたいと思います。

文科省もなんですけれども、例えば、日本原子力文化財団とか、そういったところが広報を担うという形で書かれていたと思います。そうですね。こちら、文部科学省ですよ。

私の理解ですと、やはり日本原子力文化振興財団は、ある意味、原子力を推進することを目的とした団体であり、そういう中では、先ほど最初に発言させていただいたんですけれども、やはり福島の現状を見たときに、地域の方々が本当に安心して原子力と一緒にいられるのかという観点からは、振興ということが目的ではない、違う形の広報が必要とされているんだというふうに思います。

経済産業省のほうからは、公聴といった、新しい意味での人々の意見を聞いていくということをおっしゃられたんですが、それもやはり同じく、御理解していただくという前提に立ったものであれば、一方的な押しつけになってしまうのではないかという気がいたします。

先ほど、地方自治体が原子力の施設への訪問をしたりとか視察をしたり、そういったものを行っているというふうにおっしゃられて、私も行ったことがあるんですけども、ただ一方で、国が非常に最大限伸ばしていくと言っている自然エネルギーについては、国が補助金を出して、例えばそれを視察していくとかそういったことは聞いたことがないし、電力システム改革なんかについても、ものすごく補助金を出して推進をしていって、より効率的な電力市場をつくっていく。そういったようなことも、今、行われていないですし。

やはり今、お金を使う方向性が少しまた逆戻りし始めているのではないかというふうに思います。そここのところをやはりきちっと考えて、広報戦略を練っていただきたいというふうに思います。

○田島次長 よろしいですか。何かありますか。

○文部科学省 文科省でございます。

ただいまの御指摘の広報でございますが、これは文部科学省からの委託費に基づくものでございまして「もんじゅ」関連の国が行うべき広報、これを受託しているのが、一般財団の日本原子力文化財団ということだと思います。

これにつきましては、県に対する広報交付金で交付、実施している広報・調査等交付金

事業ではないという前提のもとに申し上げますが、先ほどのお話にありましたように、この日本原子力文化財団、これにつきましては、国の「もんじゅ」に関する政策、これをしっかりと地元へ広報するための事業を受託しているものでございます。

「もんじゅ」につきましては、これはエネルギー基本計画におきまして、核燃料サイクル技術の研究拠点として明確に位置づけられている中で、国の責任において保安措置命令解除に向けた対応を進めるということが必要となっている状況にあります。こういう中でこの「もんじゅ」の施策について、国がしっかりと住民に対して説明を行うということ、これは地元のほうからも要請されているということもございまして、そういう中で、地元の自治体、住民に対して、しっかりと丁寧に説明をしていくという観点から実施しているものでございます。

○太田評価者 これ14の交付金あるいは事業があるわけですが、2つの省庁にまたがっている。これを総合的に見て、妥当なバランスになっているというふうに判断されている方はいらっしゃるのでしょうか。

○大林参考人 ちょっとつけ加えさせていただきますと、一番最初に川本さんがおっしゃったように、ほかにも電気利用者が負担しているものがあって、それを全体的に見て議論する必要があるという、そういった指摘もありましたけれども。

これだけではなくて。

○経済産業省 私が答えるべき立場かどうかはちょっとありますが、これらの全ての事業について全体を見ている、少なくとも、交付規則とかその実際の執行状況というのを見ているという職員は、残念ながら、経済産業省と文部科学省の中にどっちかにいるといったようなことは多分ないと思います。

私共も協力できるところは協力をさせていただいて一緒にやっておりますが、全ての事業を存じ上げているわけでもありませんし、文部科学省のほうでも私共でやっている事業をつまびらかに御存じではないというのが実態だと思います。

○太田評価者 そうすると、例えば特別交付金がありますよね。原子力に関するのみの特別交付金と一般的な電源立地地域対策交付金、この2つはかなりかぶるわけで、一方にこちらの一般的なほうにも原子力は入っているわけですね。

この2つのバランスというのは調整されているんですか。経済産業省。

○経済産業省 ありがとうございます。

今の点については私共資源エネルギー庁がしっかりと判断をしているというふうに申し上げたいと思います。

○太田評価者 つまり、片一方が何らかの指標で多くなった分、それを反映して減額するように交付規則はなっているということですよね。つまり、特別交付金の金額が電源立地地域対策交付金の金額を決める式の中に入っているということですよね。

○経済産業省 今、御指摘のような仕組みにはなっておりますが、むしろ逆に、この特別交付金というものは、先ほど申し上げました算定式から出てくる限度額で得られる予算額では、交付金の額では十分に対応がしきれない。そこについて、確かに自治体のほうが地域振興計画をつくって臨もうとしているものについては、このタイミング、この予算年度で。

○太田評価者 わかりました。10分ですので短目に言っただけだと思いますが、そうしますと、この特別交付金のほうの算式には入っているわけですか。一般の交付金の金額が。

○経済産業省 いえ、交付規則にはいずれも入ってございません。その関係を書いてあるわけではございません。電源立地地域対策交付金に加えてこの特別交付金を交付しないとうまくいかないというふうに判断しているもの。そこで経済産業大臣が特に必要と認めるものということで外部審査委員会の審査を経てやっている。こういうことです。

○太田評価者 こちらの特別交付金のほうは自動的な算出でないので、そちらで吸収しているということですか。

これやはりお互いに重複がかなりあって、別のところで出ていけばそちらで政策目的が達成されている可能性もあるわけですよね。達成に近づいているといいますか、完全はないかもしれませんが。とすると、それに応じて別のところを調整しないといけない。交付規則自体もそれを相互に参照する形になっていないということは、これはやっぱり関連事業を一本化して、総合的な交付規則をつくるべきではないですか。お互いに関係して。そうしないと部分最適になるといいますか、税金の有効な効果的な利用にならないといえますか、二重だったり重複であったり無駄であったり。あるいは逆に足りないところが出てきたりということがあるように思います。

○経済産業省 ありがとうございます。

おっしゃっている御指摘の趣旨は理解をいたしますけれども、私共申し上げているように、この一番左の481は自動的に出てくるもので、この特別交付金は外部審査員の方にも審議を仰いでいただいて、特に追加的に加算するものと、こういうふうにお考えいただければと思います。

従いまして、これを1つのものにしていきますと、算定式でせつかく自動的に出てくるものがどこかわからなくなってしまうといったこと。それからもう一つ、聞いていらっしゃる方々に、この特別交付金が出ている自治体は、非常に数が限られております。先ほど、全体、一番左端は500を超える市町村の数が出てまいります。特別交付金は、もうごくごく片手で数えられるようなレベルとお考えいただければと思います。

○太田評価者 ただ、ほかの交付金、今、この2つは相互連携されていて、片方は裁量的なものなので配慮をしているということですが、そのほかのもの、例えば交付金等事務等交付金は、これは配布先の数であるとか金額であるとか、何らかのものに比例して決まっているという理解でいいですか。

○経済産業省 はい、そのとおりでございます。左から2番目の483番でございますが、これは間接交付をしている数とかそうしたものによって、この交付金の金額が決まってくるものでございます。

○太田評価者 これは1つにできない理由は何でしょう。もちろんエネルギーが要るとか、事務コストがかかるというのはもちろんわかるんですけども。

○経済産業省 私共もできるだけシンプルにしたいというふうには思っておりますが、一応、先ほど一さらい御説明したとおりですが、一番左が、とにかくベースとなる500以上の自治体に行っている交付金でございます。次の483番は、間接交付をいただいている道県に行っているものでございます。これはまず交付対象が違います。

その次、文部科学省を飛ばさせていただいて、次の特別交付金、共生交付金、核燃料サイクル交付金、これは、原子力発電施設等を持っているところだけに限られます。その中のまた特別な要因があったところがございますので、限られて、先ほど申し上げたような10いくかいかないかといったところがございます。

○太田評価者 ただ、その一番大きい481の電源立地地域対策交付金でも、原子力と水力その他は掛けている係数、掛け値が違うわけですね。

○経済産業省 そうです。

○太田評価者 とすると、そこで原子力は十分配慮できそうな気がするんですが、それでは配慮できないですか。全く同じ、電源の種類によらず同じ額であれば、配慮が必要というのはわかるんですけども、既に係数で調整しているわけですね。

○経済産業省 これは非常に詳細に入っておりますけれども、私共はそこで係数として出てくるもの、つまり計算で出てくるもの以外に特別交付が必要とする。あるいは、先ほど30年という時間を経て共生交付金が交付される。それから核燃料サイクル、これは、共同施設でございますので、非常に希少性が高くて、もう1つ、2つとか、そういったレベルのものでございます。

そうしたものを1つの資金として計算していくよりは、ベースとなる500以上の方々には自動的に計算されるもので計算しよう。それ以外に特別な事情があるものは、そこの方々だけに関係して、そこの方々だけが申請すればできてくるもの。それは外部審査委員会の手を煩わせてやるもの。そうしたものとして切り分けてやったほうが、結果的には、確かにごらんになると、500を超える自治体が全てのものに手を出して交付してやっているというものではないということで、御理解をいただけないかなと思っております。

○大林参考人 1つだけよろしいですか。簡単に。

今、交付金、自分でざっとまとめたものを見ると、少ないというのは確かに、特別交付金はわかるんですけども、全てにわたって交付金を受けている自治体というのは存在しますか。

○経済産業省 全てといたしますのは、例えば、わかりやすく申し上げますと、この特別交付金、共生交付金、核燃料サイクル交付金、この3つを全部受けているところは、ごく少数ですがあります。

○田島次長 時間になりましたが、ほかよろしゅうございますか。

それでは、取りまとめ、上村先生、よろしく申し上げます。

○上村評価者 取りまとめをいたします。6つあります。

まず1つ目。電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源立地地域の振興等に真に役立つものとなっているか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、交付金の交付の際に、地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべきである。また、国のホームページにおいて、その効果についてとりまとめて公表をすべきである。

2つ目です。原子力発電施設立地地域特別交付金を初めとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても、自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、申請内容を審査する外部委員の公表を検討するとともに、交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。

3つ目です。広報・調査等交付金など、広報関係の交付金については、適切な評価指標

を設定するとともに、事後評価結果について公表すべきである。

4つ目です。エネルギー構造転換理解促進事業、廃炉の進展など対応が必要となってきた原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業については、地域の自立を図る観点から期限を区切るなど、重点的に支援すべきである。

5つ目です。核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低調であるが、事業が効果的なものとなっているか検証できるよう、適切な評価、成果指標を設定すべきである。

最後、6つ目です。また、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、民間団体を経由した執行業務を行っているが、地方自治体に直接事務を執行するよう要請するなど、効率的な事業執行のあり方を検討すべきである。

以上です。

○田島次長 何か補足のコメントはありますか。

今に加えて、議論の中で大臣等から提出をお願いした資料につきましては、事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、本日のセッションは終了いたします。

明日はまた10時半から最終日、3日目やりますので、どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。